

# 審 査 基 準

平成 1 2 年 5 月 1 7 日 作 成

法 令 名：古物営業法施行規則
根 拠 条 項：第 1 2 条 第 1 項
処 分 の 概 要：行商従業者証及び標識の様式の承認
原権者（委任先）：島根県公安委員会
法 令 の 定 め： 古物営業法第 1 1 条 第 2 項（行商従業者証） 古物営業法第 1 2 条（標識） 古物営業法施行規則第 1 0 条（行商従業者証の様式） 古物営業法施行規則第 1 1 条（標識の様式）
審 査 基 準：
標 準 処 理 期 間：3 0 日
申 請 先： 営業所の所在地を管轄する警察署の生活安全課又は生活安全刑事課（係）
問 い 合 わ せ 先： 島根県警察本部生活安全部生活安全企画課
備 考：